

## 平成22年度伊予市職員採用試験について

総務課（内線560）

■試験区分・採用予定人員  
技術職（建築） 1人

### ■受験資格

- 1級建築士の資格を有する者
- 昭和55年4月2日以降に生まれた者
- 日本国籍を有する者
- 地方公務員法第16条1～5号の欠格条項に該当しない者

### ■試験日・場所・試験内容

- 第1次試験  
日時 10月17日(日)、13時～  
場所 伊予市役所3階会議室  
試験内容 専門試験、職場適応性検査
- 第2次試験（1次試験合格者）  
日程 11月上旬  
場所 第1次試験合格者に通知  
試験内容 個別面接試験

### ■初任給

172,200円(大卒)  
※職歴など一定の基準で調整されます。

### ■受付期間

9月1日(水)～21日(火)(8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く)

く。

※郵送は、9月21日(火)必着。

### ■申込用紙の請求方法

総務課人事担当で直接受け取るか、郵便で請求してください。また、伊予市ホームページからダウンロードすることもできます。

※郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角2サイズ)を同封してください。

### ■申し込みに必要なもの

- 申込書、受験票(写真貼付)
- 最終学校の成績証明書(原本)
- 建築士資格(写し)
- 返信先を明記し、80円切手を貼った返信用封筒(長3サイズ)
- ※郵便で提出する場合は、「採用試験申し込み」と朱書きしてください。

### ■その他

詳しくは、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)をご覧ください。

## 平成22年第5回(7月)伊予市議会臨時会において 岡井 英夫氏が副市長に就任

総務課（内線508）

7月26日、平成22年第5回(7月)伊予市議会臨時会が行われました。

臨時会では、7月1日付けで副市長を退任した篠崎末廣氏の後任の選任同意について審議が行われました。その結果、本市で市民福祉部長や総務部長を歴任した岡井英夫氏が、7月26日付けで副市長に就任しました。



## 臨時職員(保健師)の募集について

総務課（内線560・561）

市では、臨時職員(保健師)を次のとおり募集します。

■職種 保健師

■人数 2人

■勤務場所 伊予市保健センター

伊予市地域包括支援センター

■賃金 8,120円(日額)

■資格 保健師免許を有する者

■勤務時間 8時30分～17時15分

■休日 土・日曜日、祝日  
※勤務時間・休日については、変更する場合があります。

### ■応募方法

市販の履歴書に必要な事項を記入し、保健師免許(写し)を添付して、持参または郵送してください。

### ■申込先・問い合わせ

総務課人事担当(〒799-13193、伊予市米湊820番地)

**固定資産税(家屋)における  
冷蔵倉庫の評価基準が変わります**

固定資産評価基準の一部改正に伴い、固定資産税が課税されている倉庫のうち、一定の冷蔵設備を有すると認められるものについて、評価額の算出方法が平成24年度から変更されます。

この改正に伴い、市では、平成23年度までに該当する家屋を調査した上で、適用を変更することとしていきますので、対象となる倉庫を所有する方は、税務課までご連絡ください。

なお、今年以降に新築する方は、新築家屋の調査を実施しますので、調査時にお申し出ください。

**■対象となる倉庫**

① 非木造であること

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造など。

② 保管温度が10℃以下に

保たれる倉庫であること

・倉庫業法施行規則第3条の11第1項に規定される冷蔵倉庫と同義ですが、固定資産税上は、これと同等の機能を有する自家用倉庫も

税務課 (内線532・534)

適用の対象となります。

・倉庫自体に冷蔵機能を備えているものでなければなりません。倉庫内に、単にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置している場合は、該当しません。

※一般倉庫に比べ、最終残価率に達するまでの年数が短くなりますので、減価率が大きくなります。

**= 9月の市税納期 =**

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
国民健康保険税 普通徴収 (第3期)	9月30日(木)	9月27日(月)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

**9月議会**

**傍聴してみませんか!**

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

**9月市議会定例会の日程**

月	日	内 容
9	2(木)	本会議 議案上程、提案理由の説明
	6(月)	①議案質疑、委員会付託 ②陳情委員会付託
	9(木)	一般質問
	10(金)	委員会 各常任委員会(産業建設委員会)
	13(月)	〃 (総務委員会)
	14(火)	〃 (民生文教委員会)
	15(水)	〃
	22(水)	本会議 ①委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他 (閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)



2011年(平成23年)版

**えひめ県民手帳**

予約のご案内

■価 格 1冊500円(税込)

■発行予定 11月上旬

■申込締切日 9月30日(木)

■申し込み お住まいの地区の広報委員、または次の窓口にお申し込みください。

■窓 口

○本庁地区 まちづくり創造課  
☎982-1111(内線588)

○中山地区 中山地域事務所地域支援課  
☎967-1111

○双海地区 双海地域事務所地域支援課  
☎986-1111

65歳以上で運転免許証を自主返納する方に  
住民基本台帳カードを無料で交付します

市民生活課（内線569）  
防災安全課（内線564）

市では、運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象に、写真付き住民基本台帳カード（住基カード）500円を無料で交付しています。

※写真付き住基基本台帳カードは、公的機関などで身分証明書として使用できます。

■対象者

伊予市に住民登録がある65歳以上の方

■住基カード交付までの流れ

①市民生活課、または中山・双海地域事務所で交付申請を行います。

※運転免許証、印鑑、顔写真（縦45mm×横35mm、正面無帽、無背景、6か月以内に撮影したもの）が必要です。

②伊予警察署に運転免許証を返納します。

③運転免許証と引き換えに発行される「申請による運転免許証の取消通知書」を住基カードの交付申請をした窓口に提出します。



④写真付き住基カードが無料で交付されます。

■注意すること

○①の交付申請の際には、運転免許証を自主返納することを必ず職員に伝えてください。

○①～④の手続きは、同じ日の9時～16時30分に行ってください。

○無料交付は、1人1回限りです。

○住基カードを交付する際、4けたの暗証番号を設定するので、あらかじめ考えておいてください。

○本人以外の方が申請を行う場合は、交付までの流れが異なりますので、市民生活課にお問い合わせください。

勤労者教育融資の「特別金利」を実施

産業経済課（内線573）

勤労者教育融資制度は、勤労者やその家族の教育（高等学校卒業後就学年限2年以上）に必要な資金を融資する制度です。

このたび、通常金利よりも金利を引き下げた「特別金利」を実施します。ぜひご利用ください。

■特別取扱期間 9月1日～平成23年3月31日（この期間内に融資申込を完了したもの）

■対象者

○市内に居住又は居住しようとする20～59歳の勤労者で、同一事業所に1年以上勤務している方

○市税を完納し、前年の給与所得が150万円以上1千万円未満の方が

■融資金額 1世帯300万円以内

■返済方法 15年以内（据置期間4年を含む）

■問い合わせ 四国労働金庫愛媛支店（☎948-1121）、または産業経済課。

9月21日（火）～30日（木）

秋の全国交通安全運動

秋の交通法令講習会のご案内

交通事故防止のため、運転免許を持っている方はぜひ受講しましょう！

■日時 次のとおり。19時30分～

月	日	場 所	対象地区
9	15(水)	下灘コミュニティセンター	下灘支部
	16(木)	ふたみ基幹集落センター	上灘支部
	17(金)	なかやま農業総合センター	中山支部
	21(火)	南山崎小学校体育館	大平支部
	22(水)	北山崎小学校体育館	中村支部
	24(金)	伊予市市民会館	郡中支部
	27(月)	上野地区公民館	上野支部
10	1(金)	伊予警察署 2階会議室	全地区

■問い合わせ

伊予交通安全協会 ☎982-0110

## 中学3年生以下の子どもを養育している方 子ども手当の手続きはお済みですか？

福祉課（内線539）

## 意見公募手続制度による意見を求めます

行政改革・政策推進室（内線668）

今年4月から子ども手当制度

がはじまりました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了まで（満15歳以降の最初の3月31日）の子ども一人につき、月額1万3千円を親などに支給する制度です。

平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、原則として新たな申請は必要ありませんが、次の場合は申請が必要となります。

### ■申請が必要な方

○中学2・3年生の子どもを養育

する方

○所得制限などにより児童手当を受給していなかった方

※公務員の方は、勤務先での手続きになります。

### ■申請に必要なもの

○印鑑（スタンプ印は不可）

○振込口座の通帳（請求者名義）

○保険証（請求者のもの）

### ■申請期限

9月30日（木）

※期限を過ぎると子ども手当が満額受給できなくなりますので、期限内に申請をしてください。

市では、次の1件について、伊予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

### ■政策等の名称

使用料・手数料の設定に関する基本方針（案）

### ■閲覧場所

○市政情報コーナー

・市役所1階ロビー

・中山地域事務所

・双海地域事務所

※伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp>）で見ることができます。

### ■意見の提出期間

9月6日（月）～27日（月）

※直接持参の場合は、8時30分～17時15分（土・日曜日を除く執務時間中）

### ■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

### ■提出先・問い合わせ

行政改革・政策推進室（〒7991

3193、伊予市米湊820番地、

983-13681、Eメール

[policy@city.iyo.lg.jp](mailto:policy@city.iyo.lg.jp)）

2010 国勢調査



国勢調査は  
みんなで描く  
日本の自画像

## 10月1日は国勢調査。

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに行われる国の最も重要な統計調査です。

日本の未来を知るうえで、大切なこの調査は、雇用や福祉、まちづくりなど、私たちの暮らしの身近なところで役立てられます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

①9月下旬から調査員が皆さんの自宅に調査票を配ります。

②10月1日現在の皆さんの状況をご記入ください。

③10月10日までに調査員が受け取りに伺います。（郵送提出可）

④速報結果は、平成23年2月に公表します。そのほか年齢別人口、世帯の状況などの詳しいデータを順次公表していきます。

⑤集計後、調査票は溶かして再生紙として生まれ変わります。

国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

※国勢調査に関することは、総務省統計局ホームページでご覧になれます。

### ■問い合わせ

まちづくり創造課（内線588）

調査票の配布

調査票の記入

調査票の回収

集計・公表

まちづくりなどの資料として活用

調査票は溶かして再生紙に

## 後期高齢者医療制度の 保険料の納付方法について

健康保険課（内線524）

後期高齢者医療保険料について、年金からの納付から、口座振替での納付に変更を希望する方は、健康保険課窓口、または中山・双海地域事務所地域支援課で申請してください。

※口座振替に変更した場合は、世帯として所得税・個人住民税の負担が少

なくなる場合があります。

※すでに申請している方や、年金からの納付を希望する方は、手続きの必要はありません。

### ■届出に必要なもの

- 振替口座の預金通帳
- 通帳の届け印
- 後期高齢者医療制度の保険証

## はり・きゅう施術の助成について

健康保険課（内線547）

市では、伊予市国民健康保険の被保険者と後期高齢者医療の被保険者を対象に、はり・きゅう施術の助成を行っています。

### ■助成を受けることができる施術所

藤岡治療院、福岡治療院、久保治療院、松本総合治療院、吉田針灸・マツサージ治療院、利岡鍼灸治療院、とりの木鍼灸院、まこと治療院、旬ユニット・ワン鍼灸治療院、なだまち鍼灸接骨院

■施術所を持っていくもの  
被保険者証、印鑑

### ■助成割合など

施術料（1術1,190円、2術1,490円）の7割を助成します。残りの3割分は施術所で支払ってください。

※これを超える施術を受けた場合の超過分は、全額自己負担となります。

※この制度は、はり・きゅう施術のみを対象としています。

### ■助成の限度

1人につき、1日1回、1か月に国民健康保険の被保険者は15回、後期高齢者医療の被保険者は10回が助成の限度です。

## 「いよし健康&福祉まつり」 「第6回伊予市社会福祉大会」の開催について

健康保険課（内線545）

### ■日程

10月17日(日)

### ■場所

ウエルピア伊予

### ■主な内容

- 式典・記念講演(13時〜、銀河の間)
- ・演題 「人生いろいろ」
- ・講師 春日 三球さん
- ・講師の紹介 「地下鉄はどこから入れるのか？」のフリーズで人気となった元漫才師

※記念講演についての問い合わせは、

伊予市社会福祉協議会(☎98210393)。

○その他(10時30分〜、いこいの広場・ウエルホール)

ステージでのさまざまなアトラクションや健康に関する相談、各種検診、特産品販売などを予定しています。

## ホフ ステッフ 消費者カ

### ◆債務問題の今…

多重債務問題の改善を図る目的で、『改正貸金業法』が6月に施行されました。

#### 《主な改正のポイント》

- 上限金利の引き下げ
- 貸金業者に対する規制強化
- 借り過ぎ・貸し過ぎの防止(総量規制)
  - ・借入れは、年収の3分の1まで
  - ・借入れには、年収の証明が必要

- ◎急に借入れができなくなっても、無登録の「ヤミ金融」からは絶対に借入れをしない!
- ◎つけこんだ「もうけ話」には絶対にのらない!
- ◎困った時には、あせらず、まず相談!

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

国民年金保険料を納めている皆さん  
納付は前納がおトクです！

健康保険課（内線547）

国民年金は、毎月末日までに前月の保険料を納めるようになっていきます。その際、保険料を前払していると割引がある「前納」という制度があります。前納の方法については、口座振替によるものと、現金やクレジットカード納付によるものがあります。また、前納には、次のような種類があります。

■1年前納（振替日は、4月末日）

4月分から翌年3月分の保険料を一括で納付します。  
※今年度分の受け付けは終了しました。

■前納した場合の割引額など(平成22年度)

《口座振替で前納した場合》

	通常の保険料(年額)	前納した場合(年額)	割引金額(年額)
1年前納	181,200円	177,400円	3,800円
6か月前納		179,140円	2,060円
毎月納付(早割)		180,600円	600円

《現金・クレジットカードで前納した場合》

	通常の保険料(年額)	前納した場合(年額)	割引金額(年額)
1年前納	181,200円	177,980円	3,220円
6か月前納		179,720円	1,480円

■問い合わせ

松山西年金事務所(☎925-5105)、または健康保険課。

■毎月納付(早割)

毎月末日に当月分の保険料を納付します。  
※ただし、早割は口座振替の場合に限られます。

■6か月前納(振替日は、4月末日10月末日)

来年度分について希望する方は、翌年2月末日までにお申し込みください。  
保険料を4～9月分、10～3月分の2回に分けて納付します。  
※10～3月分の保険料の前納を希望する方は、9月末日までにお申し込みください。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(7月末日現在)

	7月	累計	前年比
発生	14件	103件	-17件
死者	0人	3人	+2人
傷者	21人	144人	-11人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(7月末日現在)

	7月	累計	前年比
侵入盗	2件	25件	-19件
自動車盗	0件	3件	-1件
オートバイ盗	3件	7件	-3件
自転車盗	5件	31件	+2件
車上ねらい	0件	23件	-1件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業業者	電 話
9	4(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	5(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	11(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
	12(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	18(土)	(有)升田金物店	出 瀧 967-0067
	19(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	20(月)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	23(木)	友澤設備	大 平 982-1381
	25(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
10	26(日)	(有)田中興業	中 山 967-0558
	2(土)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	3(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。  
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
9月9日は「何の日」…？

皆さんは、9月9日が何の日かご存じですか。9(きゅう)と9(きゅう)で「きゅうきゅう」すなわち「救急の日」です。

「救急の日」は、救急業務や救急医療に対して、皆さんの理解と認識を深め、また、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」(9月5〜11日)としています。

この機会に応急手当を覚え、自分の大切な人の命を救えるようにしましょう！

救える命を救いたい…

○応急手当の重要性

突然の事故や病気のあるときには、発生から医療機関までの時間短縮と応急処置が傷病者の救命効果向上につながります。

- ① 発生現場に居合わせた人(バイスタンダー)の通報や応急手当
- ② 救急隊員による応急処置と搬送
- ③ 医療機関での処置

伊予消防署 ☎ 982-0657



というスムーズな連携が不可欠であり、この連携プレーの第一歩があなたの応急手当から始まります。○AEDって何？

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓がけいれん(心室細動)し、血液を送り出すポンプ機能を失った状態に対して、心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

2004年7月から一般市民にも使用が認められ、空港、駅、公共施設、ショッピングセンターなど、人が多く集まる場所に設置されています。

消防署では、応急手当やAED取り扱いの講習会を行っています。受講を希望する方は、お近くの消防署までご連絡ください。

『愛救147運動』

を「ご存じですか？」

愛救147運動とは、「愛媛の救急医療を守る147万人の県民運動」の略称で、県民に医療機関や救急車の適切な利用を心掛けてもらうための取り組みです。

県内では、近年の医師不足の深刻化やいわゆるコンビニ受診の増大などにより、二次救急医療の維持・確保が困難になるという状況が生じています。救急医療をはじめとした地域医療を維持・確保していくためには、医療機関の適切な受診を促進し、二次救急医療機関の負担軽減を図ることが不可欠です。

このため、県民の医療機関の適切な受診の普及・定着を市町や医師会など、関係機関との連携のもと、「県民運動」として展開するための取り組みを総合的かつ効果的に推進しています。

○症状は軽いけど、どうすれば…

えひめ医療情報ネット (<http://www.aq.pref.ehime.jp/>) またはお近くの消防署にご連絡ください。

○子どもが急なげや 病気で心配の時は…

小児救急医療電話相談短縮ダ

■伊予市管内の火災と救急出場件数(7月末日現在)

種別	7月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	0	4	6	1
	0		1			
	0		1			
救急出場 件数	107	146	20	763	1,042	135
	19		144			
	20		144			

火災・救急 → 119  
火災救急病院 案内 982-5959

イヤル(固定電話プッシュ回線・携帯電話)は「#8000」をご利用ください。看護師や医師などが家庭での応急対処の方法などについてアドバイスします。